<u>平成24年度東京芸術大学芸術国際交流基金</u> 研究者招へい事業募集要項

- 1. 趣 旨 本学における教育・研究の国際交流推進の一環として、外国人研究者等を 外国から招へいし、共同研究、特別講義及び研究指導者等を通じて、本学 の教育・研究の発展を図る。
- 2. 招へい対象者 外国から招へいする下記の者で、本邦到着後直ちに本学に来学する者 (1)外国人研究者 (2) 例 同に10年以上本位 (2) ※ 禁国の党会で活躍している日本人研究者
 - (2)外国に10年以上在住し、当該国の学会で活躍している日本人研究者
- 3. 招へい区分及び期間 (1)短期招へい研究者 ・・ 30日以内 (2)長期招へい研究者 ・・ 1ヶ月を超え10ヶ月以内
- 4. 招へい時期 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に来学可能な者
- 5. 支 給 経 費 東京芸術大学芸術国際交流基金算定基準(別紙2)に定めるところにより 支給する。
- 6. 事業の申請 (1)申請書類

申請者は、下記の書類を所属の部局長(以下「部局長」という。)を通じて、学長に各1部提出すること。

- a. 申請書(様式1-1)
- b. 候補者調書(様式2-1)
- c. 経費計算書(様式3-1)
- d. その他研究者が来日可能であることを確認できる文書等
- (2)提出期限 平成23年11月30日(水)
- 7. 審 査 ・ 決 定 国際交流室の議を経て、学長が採否及び概算助成額を決定する。その結果 は、学長から部局長に通知する。
- 8. 助成金の申請 事業が採用された申請者は、事業実施の1ヶ月前までに概算助成額の範囲 内で部局長を通じて助成金の交付申請を行うこと。(様式5-1)
- 9. 助成額の決定 学長は、助成金交付申請書に基づき助成額を決定し、部局長に通知する。
- 10. 変 更 手 続 申請者が、事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ部局長を通じて学長に届け出て、承認を受けなければならない。
- 11. 報告書の提出 申請者は事業終了後、速やかに報告書及び収支決算書を部局長を通じて、 学長に提出すること。 (様式6-1、様式7) なお、招へい研究者が参加した事業等に関する資料がある場合は、報告書 に添付すること。

平成24年度東京芸術大学芸術国際交流基金 研究者派遣事業募集要項

- 1. 趣 旨 本学における教育・研究の国際交流推進の一環として、本学の教員をその 専門分野等についての調査・研究のために外国へ派遣し、もって本学の教 育・研究の発展を図る。
- 2. 派 遣 対 象 者 本学の教職員・学生
- 3. 派 遺 期 間 1年以内とする。
- 4. 出発の時期 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に出発可能な者
- 5. 支 給 経 費 東京芸術大学芸術国際交流基金算定基準(別紙2)に定めるところにより 支給する。
- 6. 事業の申請 (1)申請書類

申請者は、下記の書類を所属の部局長(以下「部局長」という。)を通じて、 学長に各1部提出すること。

- a. 申請書(様式1-2)
- b. 申請者調書(様式2-2)
- c. 旅費計算書(様式3-2)
- d. その他派遣が可能であることを確認できる文書等
- (2)提出期限 平成23年11月30日(水)
- 7. 審査・決定 国際交流室の議を経て、学長が採否及び概算助成額を決定する。その結果 は、学長から部局長に通知する。
- 8. 助成金の申請 申請者は、事業実施の1ヶ月前までに部局長を通じて、助成金の交付申請 を行う。 (様式5)
- 9. 助成額の決定 学長は、助成金交付申請書に基づき助成額を決定し、部局長に通知する。
- 10. 変 更 手 続 申請者が、事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ部局長を通じて学長に届け出て、承認を受けなければならない。
- 11. 報告書の提出 申請者は、事業終了後、速やかに報告書及び収支決算書を部局長を通じて、 学長に提出すること。 (様式6-2、様式7) なお、申請者が派遣先で参加した事業等に関する資料がある場合は、報告 書に添付すること。